

平成26年8月20日
総務省徳島行政評価事務所
(所長：小野武司)

高齢者等の交通手段の確保対策に関する実態調査結果の公表

～暮らしを支える地域公共交通の確保・充実を目指して～

総務省徳島行政評価事務所は、四国行政評価支局、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所と合同で、平成26年4月から8月にかけて、過疎地域等における高齢者等の交通手段の確保対策の実施状況について調査しました。

その結果、コミュニティバス等を運行する市町村等や、その運行を受託した運送事業者等において、①市町村の区域を越えた広域連携の推進、②コミュニティバス等の運行に対する一層の支援、③旅客の安全及び利便の確保などが必要となっている実態がみられました。

このため、平成26年8月20日、四国行政評価支局から四国運輸局に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。



【照会先】

徳島行政評価事務所

さきやま

評価監視官 向山達之

評価監視調査官 小谷浩樹

電話：088-654-1531

四国行政評価支局 評価監視部

第1評価監視官 末光一成

評価監視調査官 山根京子

電話：087-831-9206

四国における地域公共交通の課題解決に向けて 関係機関の一層の連携の強化が必要！

通知日：平成26年8月20日
通知先：四国運輸局

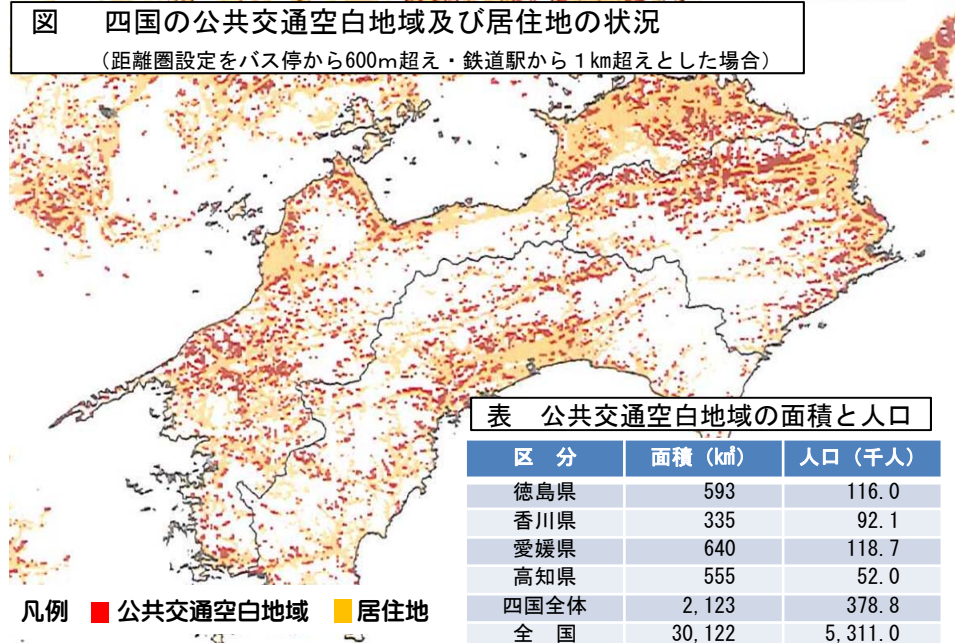
背景

- 過疎化・少子高齢化の進行
- バス路線の廃止
- 移動制約者の運送需要が増大

平成18年に道路運送法が改正。地域の合意が得られた場合、市町村等によるコミュニティバスなど地域の実情に応じた旅客運送が可能に。
しかし、依然として、公共交通空白地域が多数存在

特に、高齢化・過疎化が進む四国地域では、交通手段の確保が重要な課題

図 四国の公共交通空白地域及び居住地の状況
(距離圏設定をバス停から600m超え・鉄道駅から1km超えとした場合)



(注) 地域公共交通に関する全国的な現況調査業務報告書(平成24年3月国土交通省総合政策局)による。

- 調査した35市町村(うち徳島県内8)のうち、公共交通空白地域の存在を認識しているのは27市町村(うち徳島県内6)
- また、27市町村のうち、該当地域を地図上等で特定しているのは11市町村(うち徳島県内1)

主な調査結果

- ① 市町村の区域を越えて運行しているが、乗降制限があり、更なる連携推進が課題
- ② コミュニティバスの態様や運賃・料金を協議する場や、自家用有償旅客運送の実施に関し、一層の支援が必要な例あり。
- ③ 事故・苦情処理の記録を適切に作成又は保存していない例あり。

主な通知事項

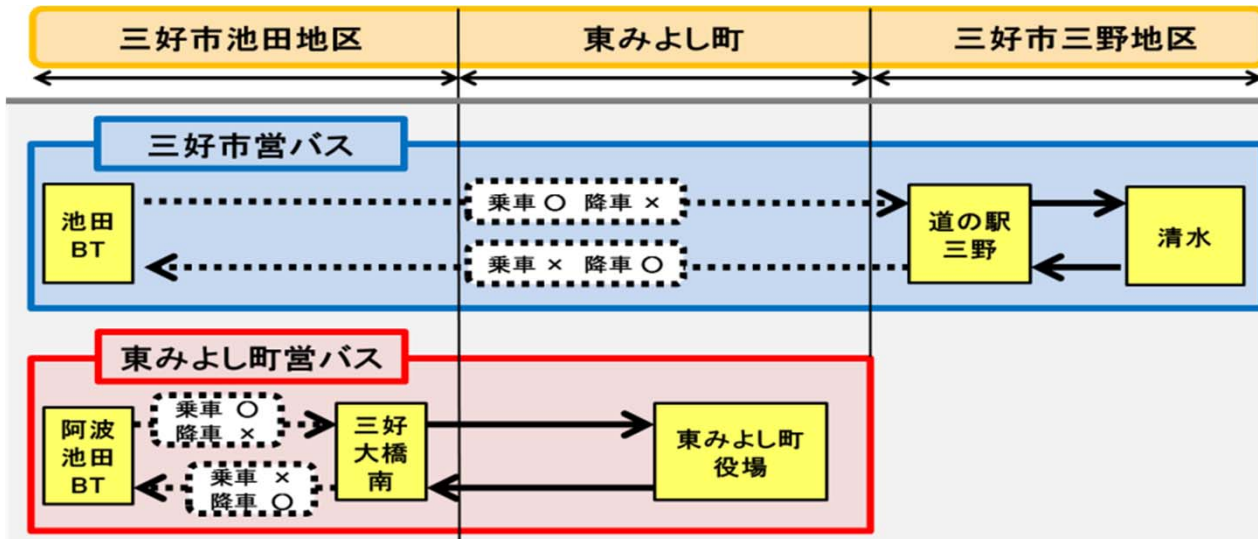
- ① 運輸支局による広域連携推進方策の助言、支援等
- ② 地域公共交通の取組に対する支援の充実
- ③ 旅客の安全及び利便の向上に係る指導

1 複数市町村にまたがる広域連携による自家用有償旅客運送の充実

調査結果

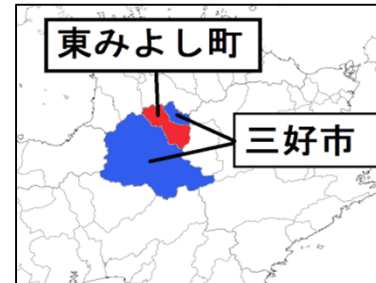
結果報告書 P53～55

- ・徳島県三好市の市営バスと東みよし町の町営バスは同じ路線を並走
- ・地域公共交通会議を合同開催し、バス停の一部共用化が図られているが、乗降制限があり、その案内を含め、更なる連携推進が課題



三好市池田地区の区間は、四国交通線の路線バスとの競争区間となっている。

- ・乗降制限のため乗車できないバス停留所に時刻表が表示されているなど、案内表示が必ずしも十分に行われていない事例あり。



通知

地域公共交通会議を合同開催して、積極的な協議及び取組を行うよう、助言、支援等に努めること



2 地域公共交通に対する支援の推進

調査結果

調査した4県及び35市町村の中に、以下のとおり、コミュニティバスや自家用有償旅客運送の運行や運賃・料金を協議する場や、自家用有償旅客運送の実施に関し、一層の支援が必要な例あり。

結果報告書P64～65、76～77、94～97

- ① 地域公共交通会議での協議・合意を得ずに自家用有償旅客運送の運賃を改定しているものあり（3市町村。うち徳島県内1）。
- ② 地域公共交通会議の公開が徹底されていない（16市町村。うち徳島県内5）。
- ③ 運営協議会の公開が徹底されていない（7市町村。うち徳島県内2）。
- ④ 島しょ部や山間部において自家用有償旅客運送の開始を検討する動きあり。運輸局による情報提供などの支援が望まれたものあり（4事例。うち徳島県内1）。

通知

- 地域の公共交通の現状を踏まえた適切な助言を行う体制の整備（①～③関係）
- 自家用有償旅客運送制度に関する情報提供の充実、相談窓口の周知（④関係）

3 旅客の安全及び利便確保

調査結果

事故・苦情処理の記録を適切に作成又は保存していない例あり。

＜事故・苦情処理の記録：42市町等（うち徳島県内8）を調査＞

結果報告書P124～126

軽微な内容であること等を理由に挙げ、苦情処理の記録を作成していないもの（6市町等。うち徳島県内1）

通知

関係市町村・運送事業者等に対し、事故の記録及び苦情処理の記録を適切に作成・保存するよう、指導に努めること。